

○広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則

(令和5年4月1日研究院長決裁)

改正 令和6年2月9日 令和6年3月15日 令和7年3月21日

広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)に定めるもののほか、広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院(以下「研究院」という。)の学生の修学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 研究院は、既存の学問分野(discipline)をSociety 5.0の概念に沿って系統的で戦略的に融合させたスマートソサイエティ実践科学を創出し、教育課程で学修した実践知と融合知を駆使して国際社会が直面する多様な社会的課題を解決する実践リーダーと、スマートソサイエティ実践科学を創出し、普及・牽引する革新的研究者を養成することを目的とする。

(研究領域)

第3条 研究院に、次の各号に掲げる研究領域を設定する。

- (1) Cyber Physical System
- (2) Smart Mobility
- (3) Smart Energy
- (4) Smart Agriculture
- (5) Global Health and Medical Science
- (6) Social Innovation Science

(教育課程)

第4条 研究院の教育課程は、別表のとおりとする。

(授業科目等)

第5条 研究院において開設する授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

2 授業時間割表は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算基準)

第6条 授業科目の単位数の計算は、次の基準による。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(指導教員)

第7条 広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院教授会(以下「教授会」という。)は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとに主指導教員1人及び2人以上の副指導教員を定める。ただし、副指導教員のうち1人は、主指導教員とは研究領域が異なる研究院の専任教員とする。

2 学生は、主指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究院長に願い出て、その承認を得なければならない。ただし、特別の事情がある場合は、研究院長に直接願い出ることができる。

- 3 研究院長は、学生の主指導教員又は副指導教員の変更が望ましいと判断したときは、当該学生の承諾を得て、主指導教員又は副指導教員を変更することができる。

(履修方法)

第8条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

- 2 前項の規定による所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。
- 3 学生は、主指導教員が必要と認めた場合は、他の研究科の授業科目を当該研究科の定めるところにより履修することができる。
- 4 他の研究科の学生は、研究院の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第9条 修了の要件として学生が修得すべき単位数について、博士課程前期の学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、26単位とする。ただし、集中講義の授業科目の単位を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(研究題目)

第10条 学生は、主指導教員の指導により、入学後速やかに研究題目を研究院長に届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第11条 研究院の課程においては、教授会の議を経て研究院長が教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

- 2 長期履修の期間の最長年限は、博士課程前期にあつては4年、博士課程後期にあつては6年とする。

(学生交流及び留学等)

第13条 研究院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、研究院の教授会の議を経て、15単位を超えない範囲で研究院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 研究院は、教育上有益と認めるときは、研究院に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、研究院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、15単位を超えないものとする。
- 3 前条及び前項の規定に基づき研究院において修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位の認定は、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところによる。

(博士課程前期の修了要件)

第15条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会の議を経て研究院長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程後期の修了要件)

第16条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上17単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会の議を経て研究院長が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者)にあっては3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、大学院設置基準第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者)にあっては3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

(大学院における在学期間の短縮)

第17条 研究院は、第14条第1項の規定により研究院に入学する前に修得した単位(学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を研究院における授業科目の履修により修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により研究院の博士課程前期の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 2 前項の規定は、修士課程又は博士課程前期を修了した者の第16条に規定する博士課程後期における在学期間については、適用しない。

(学位論文の提出)

第18条 博士課程前期の学生は、別に定める期日までに、主指導教員及び副指導教員の承認を得て修士論文を研究院長に提出しなければならない。

第19条 博士課程後期の学生は、別に定める期日までに、主指導教員及び副指導教員の承認を得て博士論文を研究院長に提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第20条 学位論文の審査については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則スマートソサイエティ実践科学研究院内規(令和5年4月1日研究院長決裁)の定めるところによる。

(最終試験)

第21条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(休学)

第22条 学生が休学しようとするときは、所定の手続を行い、研究院長の許可を得なければならない。

(退学)

第23条 学生が退学しようとするときは、所定の手続を行い、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第24条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を行い、学長に願い出なければならない。

(再入学)

第25条 博士課程前期又は博士課程後期を退学(懲戒退学を除く。)し、又は除籍(大学院規則第42条において準用する広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第43条第2号による除籍を除く。)となった者で再入学を志願するものは、学期の始めに限り教授会の議を経て、学長に願い出ることができる。

2 再入学した者の修業年限及び在学年限については、別に定める。

(雑則)

第26条 この細則に定めるもののほか、学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月9日 一部改正)

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月15日 一部改正)

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度に入学した学生の再入学については、この細則による改正後の広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、入学の時期は、学期の始めとする。

附 則(令和7年3月21日 一部改正)

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。